

## 答 申 書

令和3年3月29日

安曇野市長 宮 澤 宗 弘 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 宮 澤 正 士

### 第1 審査会の結論

安曇野市長が、審査請求人の本件情報公開請求に対して、令和2年6月17日付安曇野市指令2観第6号においてなした「安曇野市が行政指導（元松地農第430号）について、長野県に回答する（1観第1110号）にあたって、安曇野市顧問弁護士である■■■■■に相談し、助言を受けた内容」の部分公開決定により、①「顧問弁護士相談届出書」の「相談概要」及び②「顧問弁護士相談報告書」の「相談の概要」、「弁護士の指導・助言の概要、及び相談後の対応」並びに③「顧問弁護士への質問及び回答文書及びメール」の「相談内容」について、いずれも非公開とした部分は妥当である。

### 第2 審査請求の経過及び趣旨

#### 1 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年5月28日付で「安曇野市が行政指導（元松地農第430号）について、長野県に回答する（1観第1110号）にあたって、安曇野市顧問弁護士である■■■■■に相談し、助言を受けた内容」の公開を請求した（以下「本件請求」という）。
- (2) 安曇野市長は、本件請求に対し、令和2年6月17日付で、①「顧問弁護士相談届出書」の「相談概要」及び②「顧問弁護士相談報告書」の「相談の概要」、「弁護士の指導・助言の概要、及び相談後の対応」並びに③「顧問弁護士への質問及び回答文書及びメール」の「相談内容」を含む内容について、非公開とする部分公開決定を行い（以下「本件決定」という）、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和2年7月6日付で、本件決定を不服として、安曇野市長に対し、行政不服審査法の規定に基づく審査請求を行った。

#### 2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、概ね以下のとおりである。

①「顧問弁護士相談届出書」の「相談概要」について、安曇野市職員が顧問弁護士に相談するにつき作成した文書であって、顧問弁護士が指導・助言を行う前の文書であるから、顧問弁護士の信用や評価に不当な影響が及びその正当な利益を害することはな

く、安曇野市情報公開条例（以下「本件条例」という）第7条第3号の非開示情報にはあたらない。

②「顧問弁護士相談報告書」の「相談の概要」、「弁護士の指導・助言の概要、及び相談後の対応」及び③「顧問弁護士への質問及び回答文書及びメール」の「相談内容」について、(ア)弁護士の助言・指導内容は、公開されたとしても、弁護士の信用や評価に不当な影響を及ぼし、正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。(イ)安曇野市職員が作成した文書であっても、メール内容が開示されれば、弁護士の指導・助言内容そのものが明らかとなり、再現性は問題とならないから、弁護士の信用や評価に不当な影響を及ぼし、正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。(ウ)顧問弁護士■■■■は、自身のホームページで過去に扱った事件を公表しており、長野地方裁判所平成28年(行ウ)第17号公金支出金返還請求事件（以下「本件訴訟」という）の安曇野市の代理人であったこと、本件訴訟から派生した行政指導に関し指導・助言を行ったことが公開されることにより、同人に不利益を与えることが明らかであるとは言えない。

### 第3 審査会の判断

1 当審査会は、①ないし③のいずれについても非公開とする部分開示決定は相当であると判断した。以下、理由を説明する。

2 対象文書について

審査請求の対象となる文書は以下の3点である。

①「顧問弁護士相談届出書」の「相談概要」

②「顧問弁護士相談報告書」の「相談の概要」、「弁護士の指導・助言の概要、及び相談後の対応」

③「顧問弁護士への質問及び回答文書及びメール」の「相談内容」

3 本件条例第7条第3号該当性について

(1) 本件条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」について、同号の但書に該当する場合を除いて、非公開情報とすることを規定している。同号にいう情報には、「公開することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的信用を損ない、あるいは、社会活動の自由等に支障を与えると認められる情報」が含まれる。

以下、本件の対象文書について検討する。

(2) 「事業を営む個人」の「当該事業に関する情報」該当性

対象文書は、いずれも■■■■弁護士が安曇野市との間で法律相談を行ったことに関する文書であり、弁護士が「事業を営む個人」に該当することは明らかである。ま

た、法律相談業務は弁護士の典型的業務であり、法律相談業務に関する情報が事業を営む個人の「当該事業に関する情報」に含まれることも明らかである。

- (3) ②「顧問弁護士相談報告書」の「弁護士の指導・助言の概要、及び相談後の対応」及び③「顧問弁護士への質問及び回答文書及びメール」の「相談内容」について

「顧問弁護士相談報告書」は、市職員が顧問弁護士から受けた相談の内容を市に報告する文書であって、法律の専門家である弁護士の知識や経験に基づく指導・助言が記載されたものである。「顧問弁護士への質問及び回答文書及びメール」についても同様である。まず、弁護士の回答が記載されているこれらの文書について先に検討する。

弁護士にとって、法律相談の内容が公にされることは、自らの専門知識、技能、価値観などが明らかにされ、それが社会的評価の対象となることを意味する。したがって、弁護士との法律相談記録に関する公開については、当該弁護士に対する社会的評価、信用等、事業活動上の利益に影響を与えるものであることを考慮すれば、慎重に判断せざるを得ない。

弁護士の法律相談においては、裁判所に提出するなどの公開が予定されている書面の作成とは異なり、回答が公になることが予定されていないものであって、短時間で限られた情報、資料のもと、回答せざるを得ない場合もあれば、事実を詳細に確認し、法律の調査を行って回答する場合もあるなど、背景事情によって多様である。弁護士に対する質問内容と回答だけが公開された場合には、背景事情が分からないまま、回答内容が独り歩きをし、様々な憶測や誤解を生じさせるおそれがあり、そのような場合には、結果として、当該弁護士の信用や評価などに不当な影響を及ぼし、法律相談業務を萎縮させるものであることから、その正当な利益を害するおそれがあると考えられる。また、弁護士の回答のみならず、相談を受けた市のその後の対応についても、弁護士の指導・助言を反映した対応であることが推測されるから、同様に判断すべきである。

本件について、          弁護士の回答内容については、公開が予定されていないものであり、公開されることにより、様々な憶測や誤解を生じさせるおそれがあり、結果として、当該弁護士の信用や評価などに不当な影響を及ぼし、法律相談業務を萎縮させ、その正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

したがって、「顧問弁護士相談報告書」のうち、「弁護士の指導・助言の概要、及び相談後の対応」が記載された部分及び「顧問弁護士への質問及び回答文書及びメール」の「相談内容」が記載された部分については、本件条例第7条第3号の非公開情報に該当すると判断するのが相当である。

- (4) ①「顧問弁護士相談届出書」の「相談概要」及び②「顧問弁護士相談報告書」の「相談の概要」について

「顧問弁護士相談届出書」は、市職員が顧問弁護士に対して相談を求める内容を記

載し、市に届け出る文書であって、弁護士の指導・助言内容そのものが含まれてはいない。また、「顧問弁護士相談報告書」の「相談の概要」部分についても、弁護士の指導・助言内容そのものが含まれてはいないことは同様である。

しかしながら、市が弁護士に相談を求めた内容自体が公にされれば、その後の市の対応から、当該弁護士の指導・助言を反映したものであることが推測され、ひいては当該弁護士の回答内容について、様々な憶測や誤解を生じさせるおそれがあることは否定できない。また、かかるおそれは、弁護士に相談する内容が記載されている文書であれば同様に生じるものであるから、弁護士に相談する前に作成された文書であっても異なる。したがって、市が弁護士に相談を求める「相談概要」の部分についても、文書作成の時期が相談の前であるか後であるかを問わず、弁護士の回答が非公開情報にあたるか否かの判断と一体のものとして判断すべきである。

本件では、弁護士の回答内容について、非開示情報にあたりと判断しており、「顧問弁護士相談届出書」の「相談概要」が記載された部分及び「顧問弁護士相談報告書」のうち、「相談の概要」が記載された部分についても、本件条例第7条第3号の非公開情報に該当すると判断するのが相当である。

- (5) なお、審査請求人の主張のうち、安曇野市職員が作成した文書であることの再現性の問題を指摘する点については、メールそのものが非公開情報にあたるので、この点について判断するまでもない。また、          弁護士が本件訴訟の代理人であったことや同人が自身のホームページで過去に取り扱った事件を公表していることをいう点についても、判決後の市との相談内容について明らかにされることが予定されているわけではないから、弁護士の正当な利益を害するおそれがあることに変わりはない、上記判断に影響を与えるものではない。
- (6) なお、本答申及び当審査会の平成25年9月10日付答申は、弁護士の法律相談に対する回答について一律に本件条例第7条第3号の非公開情報に該当すると判断するものではなく、個別の文書、情報の内容、性質によって判断すべきものであることを付言する。

#### 4 結論

以上の次第であり、当審査会としては、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第4 審議経過

令和2年11月10日	諮問書を受理（令和2年10月26日付け2商第2449号）
令和2年11月19日	審議
令和3年1月7日	審議
令和3年3月11日	審議
令和3年3月29日	答申

以上